

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年11月28日（火曜日）

午前10時開会 午後2時35分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部・議会事務局関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（25名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
議会事務局長	櫻井	良哉
消防次長	本橋	一夫
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
財政課長	山口	正通
広報広聴課長	中川	光美

総務課長	細野 賢司
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	佐野 善則
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	羽成 信明
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
議会事務局次長	天貝 健一

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 皆さんおはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和5年、11月28日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市火災予防条例の一部改正（案）について、執行部より説明をお願いします。

○比氣予防課長 土浦市火災予防条例の一部改正（案）について、御説明させていただきます。資料①の1ページ、土浦市火災予防条例の一部改正（案）をお開き下さい。今回の改正ですが、大きく二つの改正がございます。一つ目の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に定める蓄電池設備に係る基準に関して、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会における検討結果を踏まえ、見直しが行われたものでございます。二つ目の改正は、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関して、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会における検討結果を踏まえ、見直しが行われたものでございます。これにより、火災予防条例についても所要の改正が行われ、これに準拠する土浦市火災予防条例の一部を改正するものでございます。ページを2枚めくっていただいて、3ページを御覧ください。まず、一つ目の改正の蓄電池設備については、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことを踏まえ、開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しを行ったものでございます。資料3ページの上に記載の表は、蓄電池設備の改正内容をまとめたものとなります。また表の下に、それぞれの蓄電池の写真を記載させていただきました。改正前ですと、ニッケルと水素を用い、電解液にアルカリ溶液を用いるニッケル水素蓄電池。こちらは身近なところで言いますと、充電ができる乾電池のようなものでございます。また、電極に鉛を用い、電解液に希硫酸を用いる鉛蓄電池。これは、自動車のバッテリーとなります。つぎに、リチウムイオンが電解液を移動し電気エネルギーを作り出すリチウムイオン蓄電池。こちらは、EV自動車や携帯電話のバッテリーなどが該当いたします。それぞれの蓄電池が、資料の写真中央に記載されている鉛蓄電池の写真にある金属製の箱に収められており、事業所の敷地などに設置されております。これらの蓄電池設備は、いずれも4,800アンペアアワー・セル以上が規制の対象でしたが、改正後は電力量の単位をキロワット時に改め10から20キロワット時以下でJIS等の規格適合品については規制の対象外となりました。つぎに、二つ目ですが、昨今のキャンプブーム等を受けて住宅等を含め薪ストーブの利用が広がってきているところですが、従前はストーブの一般規定が適応され、周囲に離

隔距離を確保する必要があることから、設置できる場所が限られるという状況にありました。また、炭火焼き器についても、従前は炉等の一般規定が適応され、離隔距離を確保する必要があるという状況にありました。そこで、薪ストーブや炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しが行われたものです。下に記載の表は、火災予防条例の別表３の厨房設備の離隔距離に関する部分を一部抜粋したものとなります。改正前は、炭火焼き器等の離隔距離が規定されていなかったため、厨房設備の上記に分類されないものとしての離隔距離の取扱いをしておりましたが、新たに離隔距離の表に炭火焼き器が追加され、従前よりも離隔距離が緩和されたものでございます。資料①の１ページにお戻りください。改正の概要ですが、（１）第１１条関係といたしまして、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと。（２）第１１条の２関係といたしまして、屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の侵入防止措置を講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすれば良いこととしたこと。（３）第１３条関係といたしまして、ア、イ、ウと三点ございます。従前は、４，８００アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いておりますが、電力量の単位をアンペアアワー・セルから、キロワット時を用いて区分することとして、蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものとして、消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと。イ開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等上に設けなくても良いこととしたこと。ページを１枚めくっていただき、２ページにウ屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から３メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと。（４）第４４条関係といたしまして、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が２０キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと。（５）別表第３関係といたしまして、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと。（６）その他、文言の整理を行うものでございます。３施行日につきましては、令和６年１月１日から施行いたします。詳細については、資料４ページ以降に改正案文、新旧対照表を添付してございますので御確認ください。火災予防条例一部改正（案）についての御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ちょっと語句の説明をお願いしたいんですが、キュービクル式というのは簡単に言えばどういうことなんでしょうか。

○比氣予防課長 資料①の３ページの真ん中に、先ほどの鉛蓄電池という写真がございます。その写真の左側に金属製のロッカーのようなものがあると思うんですけど、そのような金属製の筐体をキュービクルというような文言で使っています。

○奥谷委員長 ありがとうございます。つぎに、資料②土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正（案）について説明をお願いいたします。

○堀本警防救急課長 資料②の土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正（案）について、御説明いたします。改正案を御説明する前に、消防団の組織等について、お時間をいただきと存じます。それでは、資料②の別添資料をお願いいたします。資料１の土浦市消防団組織についてをお願いいたします。消防団は、自らの地域は自ら守るという郷土愛護の精神に基づき、住民の有志により組織された市町村の消防機関でございます。消防団員の方は、通常、各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際に、いち早く現場に駆けつけ災害活動を行っております。地域防災力の要として、避難誘導や消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害時、林野火災時には、多数の消防団員が出動して、被害の拡大防止に活躍をしております。全国の消防団は、昭和２８年に２００万人以上おりましたが、平成２年に１００万人を割り込み、令和５年４月１日現在、７６万３，０００人となっている状況です。茨城県全体でも、令和４年４月に２万９９３人でしたが、令和５年４月１日現在で２万３００人、６９３人減少しております。本市におきましては、平成１８年２月に旧新治村との合併後、消防団員数の増減を繰り返し、実員数５００人以上を維持してまいりましたが、令和３年中に４３人が退団し、実員数５００人を割り込み、令和５年４月１日現在で４８４人となっております。この間、機能別消防団の発足等、様々な策を講じて消防団員数の確保に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症等により、消防団活動が自粛するなど団員同士のコミュニティの場が減少したのも影響し、減少につながったと考えられます。令和５年１０月１日現在の消防団員数は４８２人、内訳は男性４６４人、女性１８人でございます。平均年齢は、約４１歳、勤続２０年未満在職されている方が３６４人で全体の約７６％を占めております。また、就業形態別におきましては、被用者の方が３５７人で全体の約７４％を占めている状況でございます。つづきまして、資料２の土浦市消防団組織図をお願いいたします。土浦市消防団の組織につきましては、資料の左側から御説明いたします。消防団長をはじめとして、副団長が５名、副団長を補佐する本部員が１５名、合わせまして２１名を消防団幹部団員と申します。消防団幹部団員から枝分かれ、第１方面隊から第５方面隊の３８個の分団に組織されております。例えば、第１方面隊は、第１分団から第６分団に区分されており、主にそれぞれの管轄地域の災害対応にあたっております。表中の右側に記載されておりますのが、現在の所属分団員数でございます。左側中央下側にお戻りいただきまして、団長、副団長、本部員欄の下側に記載の女性部、機能別消防団について御説明いたします。平成２１年４月１日に、女性部が発足いたしました。発足当時は４人でしたが、令和５年１０月１日現在で１６名まで増加をいたしました。また、平成３１年４月１日に機能別消防団が発足いたしました。機能別消防団につきましては、主に大規模災害時に避難所への誘導等に活動する大規模災害対応隊、同じく被災された外国人の通訳をする目的で通訳隊、式典等で演奏するラッパ隊から組織されております。ここで、機能別消防団について、簡単に御説明いたします。機能別消防団につきましては、全ての消防団活動に参加

することが困難ではありますが、地域のために、それぞれの能力やメリットを活かして、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動していただくのが機能別消防団でございます。つづきまして、資料3の土浦市消防団方面隊説明図をお願いいたします。こちらは、各方面隊の管轄地域を表すものでございます。第1方面隊は、①の管轄を中心とした主に川口、大町、田中地区を担当しております。第2方面隊は、②の真鍋地区から神立、沖宿、今泉地区を担当しております。第3方面隊は、③の主に高津地区のから右靱、荒川沖地区を担当しております。第4方面隊は、④の国道125号線からおおむね南側の主に藤沢地区から坂田、田土部地区を担当しております。第5方面隊は、⑤の国道125号線からおおむね北側の主に沢辺、本郷地区、東城寺地区を担当しております。第4、第5方面隊につきましては、平成18年2月20日の旧新治村との合併により土浦市の消防団に新たに加わった分団でございます。つづきまして、資料4の土浦市消防団員の退職報償金及び公務災害補償についてをお願いいたします。消防団員に支給いたします退職報償金につきましては、退職された消防団員の多年の労苦に報いるため、市町村が支給する功労金としての性格を持つ金銭給付でございます。本市におきましては、土浦市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条により、退職報償金は消防団員として5年以上勤務した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて額が定められており、別表のとおりでございます。最下段の団員を例にあげますと、団員の階級で5年以上10年未満勤務された方には、退職報償金として20万円が支給されます。退職報奨金を的確に支給するため、消防団員等公務災害補償等共済基金に掛金を支払い、消防団員退職報償金支給責任共済契約に加入しております。掛金につきましては、年間一人あたり1万9,200円、条例定員分を支払う仕組みになっておりますので、現在は、条例定員数629人分1,207万6,800円を掛金として市の予算から支出しております。つづきまして、2の公務災害補償について、御説明いたします。公務災害補償につきましては、消防団員等が災害現場での防災活動等により死亡、負傷、又は疾病にかかったなどの場合に、その者又はその遺族に対して補償されるものがございます。こちら、消防団員の退職報償金同様、消防団員等公務災害補償等共済基金に掛金を支払い、消防団員等公務災害補償責任共済契約に加入しております。掛金につきましては、一人あたり1,900円、退職報償金と同様に条例定員分を支払う仕組みになっておりますので、現在は条例定員数629人分、119万5,100円を市の予算で支出しております。つづきまして、資料5の消防団員の定員についてをお願いいたします。消防団員の定員の根拠につきましては、平成12年1月20日、消防庁告示第1号、消防力の整備指針第36条消防団の業務及び人員の総数に、消防団は次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は当該業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じて必要な数とする」と明記されております。消防団の組織等についての御説明は以上でございます。それでは、資料②土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正案にお戻りください。土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正案について御説明いたします。1の改正理由につきましては、全国的に消防団員が減少している中、先ほども御説明いたしましたとおり、本市におきましても同様に減少は進んでい

る状況でございます。現在、本市における消防団員の条例定員数は629人で、令和5年10月1日現在の実員数482人、147人の乖離があるため、改正するものでございます。条例定員数改正案につきましては、基本団員数を493人及び機能別団員数を54人に区分し、現在の条例定員数629人から82人を減じ、条例定員数を547人に改正をお願いするものでございます。繰り返してしまいますが、(1)条例定員数改正の表で、御説明させていただきます。左側から、現在の条例定員数629人、令和5年10月1日現在の実員数が482人で乖離数が147人でございます。(2)条例定員数改正後の表につきましては、基本団員を493人、機能別団員を54人を合わせまして、合計547人に改正するものでございます。(3)改正案の内訳の表につきましては、表中2段目に改正団員数、3段目が現在の団員数となっております。団本部、女性消防部は現在の実員で改正団員数を算出しております。基本団員の分団員欄でございますが、現団員数410人に対し、改正団員数を456人に、機能別団員欄につきましては、現団員数35人対し、54人に改正するものでございます。2の掛け金の算定に用いる定員につきまして、御説明いたします。(1)の消防団員等公務災害補償責任共済契約に用いる条例定員につきましては、547人分を掛け金とするものでございます。(2)の消防団退職報償金支給責任共済契約に係る掛金に用いる条例定員につきましては、493人分を掛け金とするものでございます。いずれも、共済計画に関わる掛け金に用いる定員を規定する条文を加えたものでございます。3のその他につきましては、(1)第2条と第2条の2を入れ替え、条文の構成を整えるものでございます。第2条の団員の種類、第2条の2の団員の定員等を入れ替えたものです。第2条の2第3項に条文を加えた条文の順序を整えたものです。(2)第4条及び第5条につきましては、文言の整理でございます。説明については、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今、消防団の構成等についての説明と条例の一部改正について、合わせて御説明いただきましたが、何か御質問はございますでしょうか。

○滝田委員 今、話があった中で、女性消防部の16名っていうメンバーがいるとは思いますが、さっき方面隊説明図のほうでありましたけど、女性消防部っていうのはどの地区にいるのかなとちょっと不思議に思ったんで、お願いします。

○堀本警防救急課長 この女性部というのは、地域によるものではございません。応募ということで、手を挙げていただいた方に入っております。

○滝田委員 ありがとうございます。あと、男性の方は、自分も消防やってたんで、年間の行事っていうのは分かるんですけども、女性っていうのはどういう活動しているのかなっていうことについて、お願いします。

○堀本警防救急課長 救急講習等が主な任務でございます。そのほかに行事のときの準備とか、行事に際しましてお手伝いをさせていただいております。以上でございます。

○滝田委員 ありがとうございます。あと、女性の場合も退職報償金っていうのは、表があったんですけども、同じ見方で支給されるんですかね。

○堀本警防救急課長 基本団員でございますので、退職報償金の対象となります。

○滝田委員 ありがとうございます。以上です。

○古沢委員 さっき通訳隊ってありましたが、これ実際の団員の方の中にそういう方がいらっしゃるんですか。

○堀本警防救急課長 通訳隊の方も、一般から応募をしていただきまして、それで通訳隊のほうに入っていただいております。

○柳澤委員 この条例での定員なんですが、これを超えるような、仮に人数の応募というか、入団希望があった場合っていうのは、受け入れられるものなんでしょうか。

○堀本警防救急課長 条例定員を上回る場合には、また条例改正をお願いをするものでございます。以上でございます。

○柳澤委員 先ほど滝田議員からもありました女性消防部、例えば役割としてなんですが、男性の分団員ですとか、営団本部の方とか、そういった方との消防の実際のその現場での動きというか、そういったものに変わりはないんですか。そういう所に求められる能力というか。

○堀本警防救急課長 女性部に関しましては、現場での活動はしないということになってございます。

○柳澤委員 これまた仮の話ではあるんですが、今現在の定員、実員が480人で、今547人になると、これとの差で言いますと、今65人分の空きがあるんですが、この空きの分、例えばその女性団員がまるっと入りましたといった場合、何といたしますか、例えばその女性の方々はその現場に出られないということであれば、現場で実際に必要な人数というのがその場合足りるのかとか、そういった所についてはいかがでしょうか。

○堀本警防救急課長 基本団員といたしまして男性の団員が456人、これは条例で今回お願いしているところでございます。この女性部団本部のところでは、この基本ラインの枠組みの中で、柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○柳澤委員 ありがとうございます。

○奥谷委員長 冒頭申し上げましたように、本日は事前の委員会でありますので、詳しい質疑は、本委員会できいろいろとやりとりをさせていただきたいと思っておりますので、皆様方の御協力を改めてお願いをいたします。それでは、つぎに報告事項に移ります。資料③土浦市新消防署調査整備基本構想案に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○磯山消防総務課長 土浦市新消防署庁舎整備基本構想案に係るパブリック・コメントの実施についてでございます。1の趣旨につきましては、将来にわたって行政サービスを維持するため、荒川沖消防署と南分署の機能と人員を統合し、新たな防災拠点となる消防署の整備が必要であると考え、その指針となるべく土浦市新消防署庁舎整備基本構想案を策定し、市民の皆様のお意見を募集するものでございます。2のパブリック・コメントの対象につきましては、土浦市新消防署庁舎整備基本構想案でございます。3の意見の募集期間につきましては令和5年12月11日月曜日から令和6年1月9日火曜日までの30日間でございます。4の公表方法・閲覧場所につきましては、12月15日号の広報紙、市のホームページで周知します。構想案につきましては、市のホームページに掲載するとともに、消防総務課、情報公開室、各支所、出張所、各中学校地区公民

館で閲覧することができます。5の意見を提出できる方は市内に在住、在勤、在学の方、市内に事務所などのある個人や法人、そのほかの団体の方でございます。6の意見の提出方法につきましては、住所、氏名（名称）、連絡先を記入し、消防本部消防総務課に直接持参、郵送、FAX、電子メールにて受付をいたします。この表の訂正部分について、口頭で修正させていただきます。電子メールの下部分に入力フォームの記載が漏れており、公表までに入力フォームを制作し、掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。6に記載の表でございますが、電子メールまでは記載いたしましたが、ロゴフォーム・2次元コード等の記載漏れがございますので、公表前には作成し、記載いたしますのでよろしくお願いいたします。次のページをお願いします。意見提出時の注意事項を記載いたしました。7意見の整理につきましては、消防本部消防総務課にて行います。公表は、後日、市のホームページに掲載するとともに、情報公開室・各支所・出張所・各中学校地区公民館で閲覧することができます。8問合せ先は、土浦市消防本部、消防総務課でございます。以上で土浦市新消防庁舎整備基本構想案に係るパブリック・コメントの実施についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。引き続き、土浦市新消防庁舎整備基本構想案を説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料につきましては、その他資料フォルダ中の、計画・プラン、パブリック・コメント、令和5年度、土浦市新消防庁舎整備基本構想案をお開き願います。概要につきまして、御説明いたします。本市では、将来にわたって持続可能な行政サービスの維持を図るために、土浦市公共施設等総合管理計画が平成28年度に策定されました。この管理計画では、市が保有する公共施設等の適切な維持管理や最適な配置の実現を目的に、2016年から2055年にかけて公共施設等の更新、集約化及び複合化、長寿命化などを計画的に行うことを明確化されました。本市消防においても、持続可能な施設整備方針の策定を含め、消防本部全体の抜本的な見直し、改善が必要であると捉え、検討を重ねてまいりました。その中で、土浦消防署南分署については、老朽化も著しく、土地及び建物が狭隘であるなど様々な課題があり、一部改修は実施しているものの、大規模な改修には至っておりませんでした。また、土浦市南部を管轄としている荒川沖消防署についても、時代の流れとともに交通事情、住宅街に接する立地事情など、様々な課題を抱えております。そのようなことから、荒川沖消防署と南分署の機能と人員を集約させ、広域的な災害や女性職員にも対応できる、新たな防災拠点とした消防署の整備が必要に至りました。この度、整備予定の新消防署庁舎は、更なる市民サービスの向上と消防力の増強の両立を図った上で、いかなる災害にも対応できる防災拠点の建設をする必要があることから、その指針とするべく、土浦市新消防署庁舎整備基本構想案を策定いたしました。2ページをお開きください。消防の動きとして、国の動向、土浦市消防本部の方針について記載してございます。3、4ページには、南分署、荒川沖消防署の現状と課題について記載してございます。5、6ページには、新消防署庁舎に求められる機能について記載してございます。7ページには、新消防署庁舎整備の基本的な考え方を記載してございます。8ページには、新消防署庁舎整備スケジュールを記載してございます。今年度は、有識者による土浦市消防署庁舎整備検討委員会を設置、併せて、消防力適正配置

調査業務を一般財団法人消防防災科学センターに委託し、現在、第3回委員会まで開催いたしました。委員会は第4回で終了となります。土浦市消防署庁舎整備検討委員会終了後に、市長への提言書の提出を行います。9ページから最終ページの18ページまでは、消防本部組織図ほか、各種資料でございます。以上で説明を終わります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 移転場所というのは、大体目途はついているんですか。

○磯山消防総務課長 移転場所につきましては、検討委員会等で検討していただいているところでございますが、本文を良く見ていただけるとニュアンス的な所はあると思うんですが、南分署と荒川沖消防署が統合するということで、中間付近を目指しております。どういう所が買収できるか分かりませんので、大体そういう大きなエリアで検討していきたいと思ってございます。以上でございます。

○古沢委員 おおよそ、荒川沖木田余線沿線ということになるんですか。

○磯山消防総務課長 荒川沖消防署の管轄が花室川以南となつてございますので、花室川以南で、国道、県道など幹線道路に面している所を一番の理想としてございます。以上でございます。

○篠塚委員 事業スケジュールなんですけど、文書で書いてあるんですけども、もし大体決まってきたら、表で見た方が分かり易いので、パブリック・コメントが終わった後になるかと思うんですが、それを御用意いただきたいのと、敷地の件なんですけれども、大体花室川以南ということで、その中心的な所がよろしいでしょうから、面積がどのくらいあるとか、移転する場合の土地の面積とかそういう資料も今後出していただけるとありがたいと思います。

○磯山消防総務課長 第4回の委員会が終わりましたら、委員から御指摘の部分もう少し詳しくお示ししたいと思います。ただ、こちらの文書にも完成予定日は記載しているんですが、あくまでも土地を決めるのが、多分一番難しいのかなと思ってございますので、予定を立てても予定どおりにいかないかもしれないですし、また、来年度予算において土地買収などの予算計上もございますので、そういった際にも御説明したいとは思っております。以上でございます。

○奥谷委員長 まだ今この段階で、出せる情報というところで、消防本部のほうでもまとめていただいておりますので、資料をもう少し皆さんで読み取っていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。つぎに、資料④令和6年土浦市消防出初式について、説明を願います。

○堀本警防救急課長 令和6年土浦市消防出初式について、御説明いたします。1の目的につきましては、現在の消防力を公開することで、消防への理解と信頼を深めるとともに、火災予防思想の普及を図ることを目的として実施するものです。2の日時につきましては、令和6年1月6日土曜日8時30分から12時までを予定しております。雨天時は、式典のみ執り行います。3の会場及び進行につきましては、観閲式が8時30分からクラフトシビックホール土浦駐車場で行われます。その後、移動していただきまして、式典が9時からクラフトシビックホール土浦大ホールで行われます。その後、土

浦鳶組合の皆様による木遣り歌、梯子乗りの披露が、三帆広場脇プロムナードで行われます。分列行進が、11時15分から川口運動公園周回道路で行われます。その後、11時55分から川口二丁目と港町二丁目から霞ヶ浦湖畔に向けて、一斉放水が行われ、終了となります。4のその他につきましては、(1)川口運動公園付近駐車場につきましては、JCOMサブグラウンドとラクスマリーナに駐車場を御用意しております。(2)市の災害発生状況によりましては、中止となる場合がございますので、御了承お願いいたします。令和6年土浦市消防出初式の御説明は以上となります

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますでしょうか。

○檜山消防長 先日、新聞で報道されましたとおり、土浦市消防団の第14分団、こちらは土浦市の今泉、栗野地区を担当する消防団でございます。そちらにおいて、不適切な資金管理によります不祥事について新聞で報道されたものでございます。内容と今後の再発防止策を定めましたので、そちらについては担当課長から御説明させますので、よろしくお願いいたします。

○堀本警防救急課長 この度、土浦市消防団内におきまして、新聞等でも報道されましたとおり、消防団の不祥事があったので、御説明をいたします。今回の件につきましては、分団内で管理していた私的な資金を団員一人が管理していたため、分団内で不正に気付かず、長期にわたり不適切な管理が行われておりました。今後はこのような不祥事が二度と起こらぬよう、再発防止策として、分団内で会計担当者と会計監査担当者を複数人置いて、チェック体制を強化するとともに、新たに年に一度消防団の本部員と副団長による監査体制を構築することといたしました。今後は市民に対し、信頼回復に努めてまいりますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。お配りいたしました資料につきましては、再発防止策でございますので、全員協議会におきましても、御説明をいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 結構金額が大きいですよね。そんなにお金はどこから出るのか。地元の人たちが出しているんですか。

○堀本警防救急課長 今回の場合ですが、会計担当者が長く、6年近く行っていたということで、その間の合計の金額が多額になったという報告をいただいております。

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○堀本警防救急課長 大変申し訳ございません。先ほどの土浦市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正(案)についての説明の中で、1点訂正をさせていただきたいと存じます。先ほど、柳澤議員から御質問がありました団員456人が条例の改正と申しましたが、こちらは、基本団員は493名でございます。基本団員、団本部21名、団員456名、女性部16名、この枠で柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますか。

○**檜山消防長** 特にございません。

○**奥谷委員長** ないようですので、委員の皆様から執行部にございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** ないようですので、消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でございました。暫時休憩いたします。午前11時から再開いたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時)

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**奥谷委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、市長公室の案件について、協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)、水郷筑波サイクリング環境整備事業(地方創生推進交付金事業)について、執行部より説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。本定例会において、補正予算として計上を予定してございます水郷筑波サイクリング環境整備事業につきまして、御説明をさせていただきます。資料については、資料①をお開き願います。1の補正理由を御覧いただきまして、現在本市ではナショナルサイクルルートでございますつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用して、様々な取組を進めているところでございます。本年度はこれまで委員会でも御説明させていただいておりますが、特にサイクリングが盛んな台湾にターゲットを絞って、モニターツアーですとか、Facebookなどを活用した効果的なPRを実施する予定になっているなど、インバウンドの誘客を目的として新たな事業にチャレンジしているところでございます。そのような中、今回の補正予算でございますが、具体的に申し上げますと、これまで電車を利用して本市を訪れたサイクリストの方々が、駅の改札を出て、迷うことなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードへ向かうことができるよう、既に設置している案内標示を活用しつつ、矢羽根等を整備するものでございます。2の補正予算額を御覧いただきまして、今回の補正額でございますが、国の観光振興事業費補助金、これは2分の1です。こちらを活用し、100万円の増額補正をさせていただきたいといったものです。資料①の別添資料をお開き願います。1ページ目には今回活用する国の補助金の概要を掲載させていただきました。2ページを御覧いただきまして、霞ヶ浦方面と筑波山方面といった案内標示でございますが、こちらはJRさんのほうで既に設置している表示でございます。あまり周知されてございませんが、カメラで見ると立体的に見えるというものでございます。ただ、サイクリストの方からなかなか、特に人が多い時に分からない、見づらいという声があったといったことで、今回既存の表示に向けて誘導するような矢羽根とともに、ウェルカム土浦といった文言を入れながら、しっかり誘導すると、そういったものを整備したいといったものでございます。なお、詳細デザインについてはこれからJRさんと調整しながら、決めていきたいと考えております。説明につきましては以上となります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 多言語の案内表記は、何か国語表記にするのかというのと、QRコード等をつけて、QRコードから案内を見られるようなことは考えているのか、その2点お願いします。

○佐々木政策企画課長 2点ほど御質問いただきました。まず、多言語表記については、日本語、英語、そして台湾がターゲットですので繁体語の三つで考えているところでございます。QRコードについては、実はJRとの協議の中で、この部分、JRの中でもメインの部分でございまして、かなり規制が厳しいと。今、我々のほうでは無償で設置したいんだという話をしているんですけども、通常お金をもらっているんだといったことで、その辺の兼ね合いを見ながら、どこまで入れ込めるか、調整していきたいと考えてございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②3ヵ年事業実施計画について、説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。資料②3ヵ年事業実施計画について、御説明させていただきます。3ページを御覧いただきまして、1のはじめにでは、計画策定の背景などをお示しさせていただきました。その下の2の第9次土浦市総合計画においてはと、ここから11ページにかけまして、改めて総合計画の全体概要などをまとめさせていただいたものでございます。12ページを御覧いただきまして、3として実施計画に掲載する対象事業を、4では計画策定に当たっての基本認識、これまでと同様でございますけれども、そちらをまとめて掲載したものでございます。13ページを御覧いただきまして、こちらからが今年度の実施計画となります。まず、1の主要事業でございますが、22事業をお示しさせていただきました。主なものを御説明させていただきますと、本年10月から実施しております給食費無償化などを含めた学校給食管理運営事業でございます。つぎに、令和3年度に策定いたしました学校長寿命化計画に基づきまして、都和南小や乙戸小の校舎などの長寿命化工事を予定してございます小中学校長寿命化改良事業でございます。つぎに、令和7年度が100周年の記念大会となる花火大会事業でございます。つぎに、速やかに4車線化をすることで、交通渋滞の緩和を図ることを目的として今年度から用地買収を行っております荒川沖木田余線第二期整備事業でございます。つぎに、TX土浦延伸を実現する会の活動補助のほか、新たな開発候補地の選定なども検討するTX延伸事業等でございます。14ページを御覧ください。本年9月に国において準備調査段階箇所採択され、現在は早期の新規事業化に向けて取り組んでおりますスマートインターチェンジ整備事業でございます。つぎに、本年10月にれんこんをより身近な食材とするためにキューピー株式会社とれんこんサラダ化プロジェクト推進協定を締結いたしまして、今後様々な展開が見込まれます日本のれんこん推進事業でございます。15ページを御覧いただきまして、ここからは四つのリーディングプロジェクトとなります。それぞれ、主だったものを御説明いたしますと、まず、リーディングプロジェクト1では、子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育

つまちづくりでは、2の経済的支援の充実の二つ目、今年度から実施予定のヤングケアラー等の家庭にヘルパーを派遣する子育て世帯訪問支援事業でございます。17ページを御覧いただきまして、リーディングプロジェクト2、未来につなげる「地域の宝」を生かしたまちづくりでは、「地域の宝」を核とした魅力の創造の一つ目、来年度第二期の自転車のまちづくり構想の策定を予定してございます水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。18ページを御覧いただきまして、リーディングプロジェクト3、暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくりでは、2の地域経済の活性化の三つ目、主要事業の中でも御説明をいたしました、一日でも早い設置に向けて鋭意進めておりますスマートインターチェンジ整備事業でございます。19ページを御覧いただきまして、リーディングプロジェクト4、安心な市民生活を支える災害に強いまちづくりでは、1の防災減災対策の一つ目、市民の防災意識を高めることで、地域の連携や防災力を強化することを目的とした地域防災力強化事業でございます。20ページを御覧いただきまして、こちらから35ページまでは第9次総合計画に掲げる市政運営全般を包括した八つの基本目標を基に、今御説明いたしました主要事業やリーディングプロジェクト事業に加えまして、現在継続で進めている事業などをそれぞれの分野ごとに取りまとめたものでございます。こちらにつきましては、後ほど御確認いただければと存じます。説明につきましては、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について、説明を願います。

○山口財政課長 財政課でございます。資料③令和5年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について説明をさせていただきます。長期財政見通しにつきましては、平成25年度から、先ほど説明がありました事業実施計画を踏まえまして、策定し、公表しているものでございます。3ページをお願いいたします。1の長期財政見通しの前提条件でございます。まず、策定の目的でございますが、1番の長期財政見通しの策定にございますとおり、本市におきましては、現在、令和4年度を初年度とする第9次総合計画のもと、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けて、新たな取組が進められているところでございます。しかしながら、本市の財政状況は、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、エネルギー価格の高騰に伴う物価上昇、老朽化した公共施設やインフラの改修・更新への対応などに加えまして、近年重点的、集中的に取り組んできました公共施設整備に伴う維持管理費や公債費の増などによる財政構造の硬直化など様々な財政的課題を抱えているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した市税は、回復基調に転じてきたものの、我が国経済は物価高騰の長期化や海外景気の下振れなどが景気を下押しするリスクとなるなど、先行きは不透明な状況でございます。このような中、持続可能な行財政運営の指針とするため、3か年事業実施計画の策定に合わせまして、長期的な展望に立った財政見通しを策定するものでございます。なお、2、3に記載のとおり、本見通しの対象は一般会計、期間は

令和6年度から令和15年度までの10年間としております。4番の策定に当たっての前提条件でございますが、基本条件の丸の一つ目、令和5年度の当初予算を基礎として、3か年事業実施計画や現行制度、制度改正を踏まえて策定しております。二つ目、維持補修費につきましては、突発的に生じる修繕などがあることから、3か年事業実施計画に年間5億円を加算して見込んでおります。三つ目が、これまでの長期財政見通しでは、前年度からの繰越金を見込んでおりませんでした。前回から毎年5億円の繰越金を見込んでいただいております。四つ目、事業実施計画は、令和8年度までの計画であることから、令和9年度以降の投資的経費を、公共施設等総合管理計画をもとに、年間45.3億円に平準化いたしまして、事業費を見込んでおります。また、人口推計につきましては、第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計値をもとにしており、これを市税や扶助費等の試算に反映させております。4ページをお願いいたします。5番の歳入と歳出の推計方法につきましては、主だったもののみ説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、税目ごとの平均の伸び率と年齢別人口推計を考慮して算出するとともに、固定資産税については、3年ごとの評価替えを加味しております。地方交付税につきましては、市税や公債費の動向に連動して増減を見込んでおり、国県支出金につきましては、令和5年度予算を基礎として、対象事業の今後の状況を個別分析し、伸び率等を勘案して算出しております。市債につきましては、臨時財政対策債は、近年の推移、その他の市債は3か年事業実施計画に基づき算定、その他では、先ほど説明いたしましたように、前回から繰越金を見込んでおります。つぎに、歳出につきましては、まず、人件費は、段階的な定年引き上げや会計年度任用職員の制度改正を加味して算出。扶助費は、各事業の伸び率や年齢別の人口推計を勘案して算出。公債費は、借入れ条件を設定して償還額を算出。投資的経費は、令和6年度から令和8年度までは3か年事業実施計画に基づく事業費、令和9年度以降は公共施設等総合管理計画を基に算出しております。以上が歳入歳出の推計方法でございます。5ページをお願いいたします。表の1、主要事業一覧は、先ほど説明のありました3か年事業実施計画に位置付けられた今後10年間の主要事業でございます。6ページ、7ページをお願いいたします。長期財政見通し総括表でございます。一つ目の表の長期財政収支でございますが、縦に、科目ごとの歳入と歳出額、歳入から歳出を差し引いた額、基金の繰入額。横に、令和5年度から令和15年度までの年度ごとの額、合計が記載されております。歳入と歳出の見通しにつきましては、8ページ、9ページのⅢ、長期財政見通しの概要で説明させていただきます。8ページをお願いいたします。まず、歳入の見通しでございます。中ほどの棒グラフと、その下の解説を御覧ください。歳入総額につきましては、令和6年度以降550億円から580億円台で推移する見込みです。ほぼ一貫して増加が見込まれる理由といたしましては、まず、コロナ禍で落ち込んだ市税総額が回復基調となり、230億円から240億円台で推移すると見込んでいること。また、国県支出金におきまして、扶助費の増や施設の長寿命化、改修・更新が増加することに伴い、その財源として国県支出金の増加を見込んでいること。この二つが大きな要因となっております。9ページをお願いいたします。歳出の見通しです。歳出は、大規模な公共施設

整備が一旦終了したことで、令和３年度の当初予算では５００億円を下回りましたが、人件費、扶助費、公債費の増加や、老朽化した公共施設等への対応などの投資的経費の大幅な増加等により、今後は５７０億円から６００億円台程度で推移する見込みです。人件費は、段階的な定年延長や会計年度任用職員の制度改正により緩やかに増加、扶助費は、生活保護費やサービス利用者の増加に伴う障害者福祉費、子ども・子育て支援事業の充実に伴う児童福祉費など、右肩上がりで増加し、令和１５年度には本年度と比べ約３６億円増加すると見込まれております。公債費は令和９年度をピークにその後６０億円前後で推移、繰出金は、おおむね横ばいで推移したのち、下水道ストックマネジメント事業に伴う公債費の増等により、徐々に増加する見込みです。６ページ、７ページにお戻りください。ただ今御説明いたしました歳入と歳出の推計が上の表、１番の長期財政収支となっております。表の下から三行目の赤い枠で囲われている部分が、財政収支、歳入から歳出を差し引いた額となっております。先ほど、今後の歳入歳出の見通しを説明させていただきましたが、歳入歳出ともに増加を見込んでおりますが、歳出の増加額が上回っていることから、毎年財源に不足が生じ、令和６年度では約２７．５億円の財源不足が生じまして、その後毎年８．８億円から２０．６億円が不足し、一番右側、計の欄にありますように、今後１０年間で約１４６億円の収支不足が見込まれます。この歳入から歳出を差し引いた収支不足を、基金からの繰入で補てんしてまいりますと、２番の表の年度末基金残高の見込みにありますように、財政調整基金と市債管理基金を合わせた一般財源基金は、令和１４年度には枯渇し、特定目的金を含めた基金全体でも令和５年度の１５３億円から令和１５年度には約１７億円まで減少することが想定されます。基金残高の減少は、災害や景気変動などへの不測の事態への対応に影響を及ぼしかねず、また、健全な財政運営も確保できなくなることから、今後、基金の増減について注視してまいりたいと思っております。つづきまして、その下の３番は、年度末地方債残高の見込みでございます。地方債残高は、大規模事業を実施したことなどにより、平成２９年度に全会計合わせて１，０２４億円とピークを迎えましたが、今後は、年々減少していきまして、令和１５年度には、約６６０億円程度まで減少すると見込んでおります。しかしながら、御案内のように普通会計における地方債残高は、県内他市と比較すると約２．０倍、類似団体と比較すると約１．８倍となっておりまして、順位としては県内ではワースト２位、類似団体ではワースト３位となっていることから、将来世代の過度な負担とならないよう、効果的な活用を図らなければならないと考えております。ページ進みまして、１０ページから１１ページは、ただ今説明いたしました年度末の基金残高及び地方債残高の見通しの推移をグラフ化したものです。つづきまして、１２ページをお願いいたします。今回の長期財政見通しを踏まえまして、持続可能な財政運営を行うための方針についてでございます。１番、今後の長期財政運営の基本的な考え方といたしましては、ただ今説明しましたように、令和１５年度までの累積収支不足は約１４６億円、基金全体の残高は令和１４年度で２４億円程度、一般財源基金は枯渇すると見込まれております。近年、決算剰余金を活用して市債の繰上償還、基金への積立を実施してきたこともあり、地方債残高は減少、基金は増加し、ある程度の財政力は

維持しているとも言えますが、令和6年度予算は、これから予算編成作業入り、精査をしていくことになりますけれども、現時点で27億円程度の財源不足が生じており、一般財源基金を今年度以上に大きく取り崩すことが想定されておりますことから、引き続き、適正な行財政運営に取り組んでいく必要がございます。また、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつあるものの、激甚化する災害への対応など、大規模な財政出動も想定されることから、今後、持続可能な財政運営を図っていくための取組といたしまして、まず、歳入の確保と適正化、歳出の抑制と適正化に取り組むといたしまして、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと思っておりますので、引き続き、皆様の御理解・御協力をお願いいたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における重点支援地方交付金について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 資料④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における重点支援地方交付金について、御説明いたします。まず、重点支援地方交付金は、この資料の1の重点支援地方交付金、こちらを御覧いただきまして、この交付金は、これまでも国におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として交付されていたものでございます。本市におきましては、これまでも、今現在も実施してございますプレミアムつき商品券をはじめ、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている皆様に対しまして、状況に応じた様々な取組を速やかに進めてきたところでございます。この交付金が、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を受け、名称を重点支援地方臨時交付金と変更したうえで、今般、追加交付される予定となっているものでございます。2の重点支援地方交付金活用事業、こちらを御覧いただきまして、対象事業としては二つございます。まず一つ目は、低所得者世帯支援といたしまして、本年5月も、3万円の支給を実施したところでございますけれども、改めて、令和5年度分の住民税の非課税世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を支給するというものでございます。つづきまして、二つ目でございますけれども、推奨事業メニュー分ということで、国におきましてあらかじめ子育て世帯や医療介護保育施設、交通事業者などへの物価高騰に対する支援といった推奨メニュー、こちらを示してございます。それらに活用するための事業交付金でございます。今現在、国におきまして本市でいくら来るのかと、そういった交付金の限度額示されていない状況でございます。国から提示があり次第、速やかに補正予算を計上いたしまして、支援ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 交付額がまだ示されていないということなのですが、いつ頃示される予定なんですか。

○佐々木政策企画課長 テレビ、新聞等々でも載っておりまして、国の補正予算が11月24日に衆議院本会議で可決され、今参議院のほうに回っていると。新聞等々では年

内の採決を目指しているというようなことでございますので、12月の上旬には示されるのではないかなと、そのように思っているところでございます。以上です。

○篠塚委員 推奨事業の中の学校給食とあるのですが、今回余剰金って言ったらいいのかな、2億7,000万で、3月までは無償になっているんですけども、これ12月に決まってそれに充てるということが出来るんですか。

○佐々木政策企画課長 今回の交付金でございますけども、遡及して充てることも可能となっております。以上です。

○篠塚委員 そうしますと、決まり次第、補正を組むということになるのか、それともとりあえず繰り出しておいて、3月の補正で全部直すのか。その辺の段取りは、金額決まってくれないと分からないのかな。

○佐々木政策企画課長 それも含めて、検討しております。その辺の手続きとか、手続きも、まず我々もこの事業を速やかに実施しなければならないと、速やかに補正予算案を計上したいと考えてございます。その中で、給食の部分をどうするのかといったことを検討しながら、今回にするのか、年度末でするのか、そういった点も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤土浦市行財政集中改革プラン案に係るパブリック・コメントの実施について説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料は⑤になります。土浦市行財政集中改革プラン案に係るパブリック・コメントの実施について御説明させていただきたいと存じます。9月議会の事前委員会におきましても御報告させていただいたところでございますが、本市の行財政改革につきまして、現行の第6次土浦市行財政改革大綱、こちらの計画期間が今年度をもって満了となりますことから、新たな計画の策定につきまして、これまで内部会議及び外部会議に諮りながら進めてまいりました。今般、次期計画となります土浦市行財政集中改革プラン案につきまして、資料で申し上げますと1ページ、2ページに記載のとおり、本年12月11日から令和6年1月9日までの募集期間でパブリック・コメントを実施したいと存じます。なお、こちらの当該計画案につきましては、現在11月16日に外部会議を開催いたしまして、そこでいただいた意見をそちらのプランに反映させる状況で、現在委員長と最終調整ということで、本日データとして添付できないような状況で申し訳ございません。3ページに概要のほうを掲載させていただきました。具体的なプランについてはまとも次第お示しさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。3ページをお願いいたします。こちらの計画案につきましては、前回の委員会でも御説明させていただきましたとおり、さらなる取組効果の向上を目指しまして、従来の個別的な取組を集約するような手法から、視点を変えて行財政運営の基本的な構造、あるいは手続き手法などの全庁的に影響のある事項について、短期間で集中的に取り組むというような内容となっております。計画期間につきましては、令和6年度から8年度までの3年間。また、取組の視点に関

しましては、こちらに記載がございます市の有する資源、人、物、金の情報、これらの質の向上と最大限の活用をという視点で、策定しております。計画の構成につきましては、資料の下部に体系図をお示しさせていただいております。こちらの体系図、第9次土浦市総合計画に基づく行財政運営に係る四つの基本方針、そしてそれぞれの基本方針に関して、行財政改革の視点で取組を検討すべき課題といたしまして、①窓口サービスの向上から一番下のワークライフバランスの推進までの10を検討課題ということで設定しまして、それに対して特に喫緊に取り組むべき課題、あるいは複数の検討課題に効果が期待されるような取組について、一番右側にごございます重点取組項目というものを定めて、この重点取組項目について、短期で集中的に取り組んでいきたいと考えております。こちらの重点取組項目につきましては、別途実行計画のようなものを作成した上で、着実に進めていきたいという考えでおります。また、前回篠塚議員から6次の成果等の報告ということで御意見をちょうだいしましたので、一番最後の4ページにこれまでの取組をまとめたものを、添付させていただいておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと存じます。簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥土浦市公共施設等再編再配置計画の策定について、説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定について、現在の進捗状況や今後の予定等について、御報告させていただきたいと存じます。なお、今回の報告内容につきましては、対象施設が全ての常任委員会と関連がございますことから、文教厚生委員会及び産業建設委員会においても説明させていただくものでございます。資料⑥をお願いいたします。まず、1番計画改定の目的についてでございますが、土浦市公共施設等再編・再配置計画につきましては、令和3年度に策定いたしました土浦市公共施設等総合管理計画（改訂版）において目標として掲げております、令和37年度における本市の公共施設総量の30パーセント縮減や、施設配置の適正化を推進するための実行計画として、令和4年度に策定し、計画対象188施設のうち、早急に検討が必要な10施設の配置方針を始めとする、基本方針や今後のスケジュール等について定めたものでございます。残りの178施設につきましては、今年度から令和7年度の3年間で検討を行いまして、計画期間における各施設の配置方針を決定したうえで、本計画の改定を行う予定でございます。2番計画期間につきましては、令和5年度から令和24年度の20年間、3番対象施設は、インフラ施設を除く188施設としており、4番策定組織に記載の学識経験者等10名、市議会議員からは篠塚議員に委員をお願いしておりますが、こちらにより構成されます外部会議である土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会において、協議・検討を行っているところでございます。計画改定の内容につきましては、5番改定内容のとおりで、まずは（1）類型別の方向性として、施設を性質別に分類し、それぞれの類型別に方向性を定めたうえで、それを踏まえて（2）の178施設の配置方針を決定したいと考

えております。その他といたしまして、(3)に記載の推進体制、進行管理について盛り込んだ改定を予定しております。6番改定スケジュールに記載がございますが、今年度は、10月に第1回策定委員会を開催し、施設の利用状況やコスト等に基づき、類型ごとの現状と課題をお示ししながら、各類型の方向性について協議を行っているところで、来年2月に開催する第2回目の同委員会において、類型別の方向性の素案をまとめる予定でございます。なお、この類型別の方向性(素案)に対しまして、3月にアンケート、4月に説明会を予定しており、そこでいただいた市民の皆様からの御意見を踏まえて、地区別や集約・複合化等の様々な視点から、個々の施設の配置方針を検討してまいりたいと考えております。つづきまして、資料⑥別添をお願いいたします。2ページは、策定委員会における現時点での類型別の方向性の検討状況でございます。時間の都合上、説明は省かせていただきますが、各内容につきまして、後ほど御覧いただければと存じます。また、先ほど御説明させていただいたとおり、年明け2月の策定委員会において、こちらの類型別の方向性の素案をまとめる予定となっておりますので、その内容については改めて御報告させていただきます。3ページをお願いいたします。こちらのページから4ページにかけては、昨年度策定いたしました再編・再配置計画において、施設の配置方針をお示ししました10施設の、今年度の検討状況でございます。表中、左から順に、対象施設、配置方針、実施時期までは、再編・再配置計画からの抜粋となっており、一番右側の今年度の検討内容について、今回は御報告させていただきたいと存じます。現在、閉館、長寿命化等、各施設の配置方針に基づきまして、具体的な取組方針を検討しているところでございますが、特に、オレンジの色付きで表示させていただきました生涯学習館、青少年の家、次のページの勤労青少年ホーム、上大津支所につきましては、現在の施設は閉館する方針としており、建物の老朽化や耐震性、利用状況等、各施設の状況を鑑みまして、可能な限り早期の閉館を検討する必要がありますことから、閉館に伴う利用者の代替施設への移転検討期間や市民の皆様への周知期間等を考慮し、令和6年度末の閉館を検討しているところでございます。うち、資料4ページにございます上大津支所については、代替機能の確保として、土浦市公共施設等総合管理計画において言及しております公民館との複合化を検討することとしてございます。なお、黄色の色付きで表示させていただいた、療育支援センターにつきましては、現在、保健センターで実施しておりますことばの教室及び早期療育相談と集約する方針を示しており、三つの施設を集約した児童発達支援センターの整備について、施設の状況やサービス向上等の観点から、早急に検討する必要があるため、今後、まずは、立地・広さ・費用面などに基づいて、適切な集約場所の検討を行うこととしております。その他の施設につきましては、それぞれの配置方針に沿って、今年度の検討内容の欄に記載のとおりを検討状況となっております。資料5ページをお願いいたします。ただ今御説明しました配置方針を閉館としております①に記載の4施設と、集約化としております②の療育支援センターにつきましては、こちらの資料のとおり、来年2月に開催する第2回の策定委員会において、①については閉館時期を決定、②については候補地について協議する予定でございます。こちらにつきましては、決定内容及び検討状況について改めて御報告さ

せていただきたいと存じます。以上、雑駁な説明で恐縮に存じますが、報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦広報つちうら発行回数の変更について、説明をお願いいたします。

○中川広報広聴課長 私からは広報つちうら発行回数の変更について、御説明いたします。資料は⑦をお開きください。現在、広報紙につきましては、町内会の御協力によりまして、配布を行っているところでございますが、今般町内会などから配布についての負担が大きくなってきているとの御意見をいただいております。現在、配布方法や配布回数の見直しを段階的に行っているところでございます。まずは、見直しの始めとしまして、令和6年度からは4月、8月、12月の中旬号の発行を辞め、年間24回発行しておりましたところを21回に変更したいと考えております。現在の発行状況では、例外月としましてゴールデンウィークや、年末年始の配布を避けるため、前倒しをして4月と12月に3回発行して配布しております。また、8月は盆時期を避け、中旬号の発行時期を遅らせておりますことから、9月の上旬号と発行間隔が近くなっているような状況です。このような時期は配布にもご負担をかけているような状況でございます。この負担が大きい時期の中旬号を中止しまして、負担軽減を図りたいと思っております。発行中止をした分の記事につきましては、その前後の号にページを増やすなどして、各課及び関係団体には事前に調整をしまして、記載漏れがないよう、影響が出ないようにいたします。また、周知につきましては、各町内会を中心に周知をし、その後SNS、それから広報紙などでも遺漏のないように事前に周知を図っていきたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。次のページに参考としまして、令和6年度の配布予定表を載せてございますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市長公室からございますでしょうか。

○船沢市長公室長 市長公室からは以上でございます。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので市長公室の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(休憩：午前11時50分)

(再開：午後1時)

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。総務部の案件について、協議を行い

ます。総務部資料に基づきまして、資料①土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）について執行部より説明願います。

○塚本人事課長 人事課でございます。資料①をお願いいたします。第4回定例会において、議案として提出を予定しております土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、本案につきましては、本年8月7日に人事院から給与に関する勧告があり、併せて関係法令の改正がございましたので、本市の職員等の給与月額及び期末勤勉手当支給率につきましても、改正を行うものであります。2番の改正内容ですが、ただ今申し上げました人事院勧告及び関係法令の改正に基づき、土浦市職員の給与に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の四つの条例について、一括して一部改正を行うものです。具体的には、記載の（1）土浦市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第1条で①土浦市職員の給料及び期末、勤勉手当を、人事院勧告でございました国家公務員の給与表の引上げに準拠して、本市の給料表の引上げ改定を令和5年4月1日に遡及して適用するとともに、本年12月に支給する期末、勤勉手当をそれぞれ6月比で0.05月分、合わせて0.1月分引き上げるものです。なお、この期末、勤勉手当につきましては、②第2条で、令和6年度以降は、6月期及び12月期が均等になるように配分いたします。つぎに、（2）の土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、①第3条で、本年12月に支給する市議会議員に係る期末手当の12月期分を6月比で0.1月分引き上げる改正でございます。なお、本条例につきましても、②第4条で、令和6年度以降は、6月期及び12月期が均等になるよう改正いたします。つづきまして、次のページになります。（3）土浦市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましても、ただ今御説明いたしました内容と同様でございます。①は本年12月に支給する、市長、副市長、教育長の期末手当を6月比0.1月分引き上げるもので、②は令和6年度以降は、6月、12月期が均等になるよう改正するものです。以上の内容を表にまとめたものが、その下の市議会議員・常勤特別職の期末手当の箱でございます。つぎに、（4）土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、①国家公務員の給与表の引上げに準拠し、本市の一般職の任期付職員の給料表の引上げ改定を行うとともに、令和5年度12月期の期末手当を6月比0.1月分引き上げるものです。なお、②として、令和6年度以降は、これまで説明してまいりました期末手当と同様に6月期と12月期を均等になるよう改正するものです。3番の施行期日ですが、2の改正内容の（1）から（4）の①に係る改正につきましては公布の日から、②に係る改正につきましては、令和6年4月1日からでございます。3ページから17ページは改正案文、18ページから48ページが新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○篠塚委員 確認ですが、令和5年の12月分の支給なんですけども、これ議案ですから最終日ですよね、議決は12月20日なんですけど、賞与が12月10日になるんです

けども、その場合はどのようにするのでしょうか。

○塚本人事課長 篠塚委員がおっしゃるとおり、議決は最終日に議案として採決されますので、既に支給はされた後になってしまいます。つきましては、12月8日に支給になりますが、その分は内払いという形でお支払いしまして、差額分については年を明けた1月に差額分として支給する予定でございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について、説明願います。

○塚本人事課長 人事課でございます。資料②をお願いいたします。第4回定例会において、議案として提出を予定しております土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。1番の一部改正の理由でございますが、本案につきましては、本年5月の地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本市の会計年度任用職員におきましても、令和6年度からこれまでの期末手当に加えて、勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。2番の改正内容ですが、まず、第1条で、土浦市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例で引用している土浦市職員の給与に関する条例が人事院勧告により、改正する予定であることから、引用箇所の文言を修正するものでございます。第2条におきましては、①条例の題名に、新たに支給となる勤勉手当を加えるとともに、②として、期末手当について、支給内容を明確にするため、土浦市職員の給与に関する条例の準用ではなく、具体的に規定するため改正するものです。また、③として、地方自治法改正に伴い、条例中に勤勉手当の規定を新設いたしますとともに、条の繰下げや文言を整理するものです。なお、勤勉手当として規定する内容につきましては、③の下にございます箱のとおり、支給対象者として、6月1日と12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが6か月以上で、市規則で定める者で、勤勉手当の額につきましては、勤勉手当基礎額となる一月当たりの報酬額に、市規則で定める基準に従って定める割合を乗じた額となります。3番の施行期日ですが、第1条の期末手当に係る改正につきましては公布の日から、第2条に係る改正につきましては、令和6年4月1日からでございます。2ページから5ページは、改正案文、6ページから13ページが新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、職員人件費補正について説明をお願いいたします。

○塚本人事課長 資料③令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について、御説明いたします。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、4月の定期人事異動による人員の増減に伴う過不足の補正や育児休業等に伴う減額の補正を行うものです。また、併せて今議会に提出の土浦市職員の給与に関する条例

等の一部改正による増額補正をお願いするものです。2番の補正予算額につきましては、裏面の令和5年度第7回補正予算に係る職員人件費補正予算案の概要を御覧ください。会計ごとの補正予算の状況でございます。一番上に一般会計が掲載してございますが、以下、五つの特別会計も併せて掲載してございます。御案内のとおり、人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されており、一番左の項目に、会計として一般会計以下五つの会計の区分を記載しております。その右側に補正前の予算額として現予算額を、さらにその右側、ほぼ中央になります。この補正予算額、これが、今回の補正額となります。そして、その右側が補正後の予算額を記載してございます。単位はいずれも千円となります。まず、補正前の予算額というくくりの枠内の一番右側の計とございますが、一般会計の人件費につきましては、補正前の予算額の計の欄ですが、76億5,723万6,000円でございます。つぎに、中央の補正予算額のくくりの一番右側、計の欄の一般会計は、2億872万6,000円で、補正後は、一番右側の欄になりますが、一般会計の人件費は、78億6,596万2,000円となります。これに、五つの特別会計を加えたものは、一番下の行、網掛けになっているところですが、補正前の人件費の総額は、82億8,734万3,000円になります。中央の補正予算額でございますが、中央のくくりの一番右側、計の欄の一番下、補正予算額は総額で、2億863万1,000円の増額になります。これらの補正の要因は、大きく分けて三つの要因となっております。まず、一つ目は、人事異動に伴う職員構成の変動による増減で約5,000万円、二つ目の要因として、本年8月7日の人事院勧告に基づく給与改定、給与表、期末勤勉手当の支給率の増に対応するための増が約1億3,500万円、そして、三つ目は、当初の想定よりも、共済費の負担金率が大きく引き上げられたことにより、増額が約2,200万円と見込んでおります。このことにより、一般会計と五つの特別会計の給料、職員手当等、共済費に増減が生じ、合計で2億863万1,000円の増額をお願いするものです。補正後の人件費の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛けのところになりますが、総額で84億9,596万4,000円となります。なお、詳細につきましては、会期中の各委員会において、委員会所管の会計について、委員会や予算決算委員会の各分科会において、補正予算の説明をさせていただく予定でございます。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 今回の補正によりラスパイレス指数は変わらないってことですね。人事院勧告のもとなので、全部が上がるから、土浦市の順位も変わらないということよろしいですか。

○塚本人事課長 ラスパイレスの指数につきましては、すぐに計算できるものではなくて、約1年遅れという計算になりますが、今回の補正予算につきましては、委員おっしゃるとおり、人事院勧告に基づくものが大半でございますので、全体的な底上げということで、それに伴っての土浦市の引上げでございますので、おそらくラスパイレスについては、今回の補正予算では大きくは変わらないと思われます。

○篠塚委員 令和6年度の予算に期待をしております。

○奥谷委員長 よろしくお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料④土浦市情報公開条例の一部改正の検討について、説明をお願いします。

○細野総務課長 総務課でございます。現在、情報公開条例の一部を改正することを検討しております。その内容につきまして、御説明いたします。資料は④番土浦市情報公開条例の一部改正の検討についてをお願いいたします。最初に、情報公開制度の趣旨でございますが、市政に関する情報に関して、情報公開を請求する権利を市民に保障し、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的としております。1番の趣旨でございます。制度の適正な運用、拡充を図るために、大きく3点の改正を検討しております。1点目は、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加。2点目は、指定管理者の情報公開に関する規定の追加。3点目として、国の情報公開法に準じるための所要の改正の3点になります。改正の時期につきましては、これらの検討内容を、諮問機関である土浦市情報公開・個人情報保護審査会で御協議をいただいた後、来年3月の市議会定例会に提出する予定でございます。2番の改正の概要について、御説明いたします。

(1) 1点目、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加です。これによりまして、不適正な情報公開請求の抑制を図ります。(2) 2点目の指定管理者の情報公開請求に関する規定の追加です。現在の条例では、産業文化事業団、農業公社のような出資法人の情報公開に対する市の支援については規定されておりますが、これを、公共施設の管理を行う指定管理者についても同様の規定を適用するものでございます。公共施設の管理のために保有する文書、業務上作成し、又は取得した文書に関しましても、情報の公開、提供が推進されるよう、市が必要な支援を行うという旨を規定するものでございます。つづきまして、(3) 3点目として、国の情報公開法に準じるための所要の改正で、アからエまでの四つございます。アにつきましては、販売目的で発行される文書、新聞や雑誌、書籍等については、情報公開請求の対象から除外するというものでございます。イにつきましては、公文書の中に、個人を識別させる氏名、住所などの部分と、行動記録から成り立っている場合、氏名等を削除したうえで、行動記録を公開しても、個人の権利利益が害される恐れがない、行動記録だけでは個人を特定されないときは、行動記録の部分を開示するということを明記するものです。実務上はそのような運用をしておりますが、国にならって明記するものでございます。ウの情報公開決定期限の延長手続きに関する改正につきましては、通常の情報公開決定の期限は、請求の翌日から起算して14日以内となっておりますが、公開請求にかかる公文書が著しく大量であるような場合には、30日以内に延長することができるようになっております。この公開決定の期限を、30日以内から14日以内に短縮を行うものでございます。こちら国に合わせるという趣旨になります。最後の、エの電磁的記録の公開の実施方法等につきましては、電磁的記録、例えば、音声データ、映像データなどありますが、公開する際の実施方法について、その種別を勘案して定めるよう、明記をするものとなります。説明については、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 次回でいいので、情報公開の件数、年間の件数とか延べ人数について、教えてください。

○細野総務課長 今資料を持ってきておりますので、お答えしたいと思います。毎年5月の広報つちうらで、昨年度の運用状況というものをお知らせしておりまして、令和4年度につきましては、情報公開請求は294件、そして市外の方、こちら申し出ということで受けておりまして、全部で43件、合計で337件になります。主な内容としましては、住居表示の台帳ですとか、地区長の名簿、あとは道路の平面図、業務委託契約書、こちらの情報公開の請求などがございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤滝田地内市有地の売却について、説明をお願いいたします。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料⑤をお願いします。報告案件として、滝田地内市有地の売却についてでございます。1番の売却する市有地の概要でございます。場所は、滝田一丁目8番1、8番2の二筆を一括で売却するものです。地目は、雑種地。都市計画区域としては、市街化区域。建築基準法の用途地域では、第1種住居地域でございます。面積は、二筆で、13,437平米。滝田地区計画における主な制限でございますが、この地区計画で、この売却する場所は公益施設地区となっており、第1種住居地域の用途で建てられる施設であっても、記載の建築物は用途制限がされております。裏面をお願いします。2番の最低売却価格でございますが、不動産鑑定に基づき算定した価格及びそれに係る経費等を価格といたします。3番の売却方式でございますが、二段階一般競争入札方式により実施いたします。二段階一般競争入札は、売却後の土地利用案を募集し、二段階一般競争入札選定委員会という審査委員会の審査を経て、一定の基準を満たす者を選定する、これが第一段階、第二段階といたしまして、選定された者の中で、売却価格を競わせ、最も高い価格を提示した者に売却する方法。第一段階の審査では、提出された提案書の内容を実現性、継続性、周辺環境などへの配慮等を審査いたします。つづきまして、4番の提案の条件でございますが、こちら具体的な計画を伴った実現可能なものであることということで、こちら計画書図面等も含めて、全ての計画書を出していただくと、その中を審査していくといったものでございます。また、滝田地区の地区計画を遵守した計画であることといたことで、先ほど説明させていただきました、滝田地区地区計画の記載があった建物の制限があります。その部分は建てられないと。それを遵守した計画であることといたものでございます。つづきの3番といたしましては、建築基準法等を遵守した計画であること。4番から6番につきましては、この地域につきましては住民の方が多く住んでおりますので、地域の環境に配慮した、音がうるさくないか、振動がないか、臭いがないかとか、そういった所を県の条件としているものでございます。つづきまして、権限の設定及び用途の制限についてですけれども、こちら案件契約等する場合、あとはですね、2年以内に土地の造成又は建

築物の工事をしていただくというような条件になっているところでございます。(2) 番の引き渡しの日から5年間は市の許可を得た場合を除いて所有権の移転、また当初入札時に提出された事業計画の変更はできないといったものでございます。ただ、その前に市のほうと協議をしてOKが出れば、それも可能ではあるといったものでございます。つづきまして、6番の売却スケジュールでございますが、本日、議員の皆様にご説明をさせていただいて、その後12月から、地元のほうへ売却するといった旨の説明をさせていただいて、その後、できれば6年の第1四半期中で、入札公告から契約まで、仮契約までいければというふうに考えているところでございます。7番の周知方法でございますが、ホームページ、広報紙、エックス、フェイスブックなどで、周知を図っていければと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 最近では、あの辺の取引価格というのはあります、例が。

○皆藤管財課長 こちらの公示価格としては、3万6,000円から4万円の間というふうなものでございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥原動機付自転車ご当地ナンバーについて、説明をお願いいたします。

○田中課税課長 課税課でございます。資料⑥をお願いいたします。原動機付自転車ご当地ナンバープレートの交付対象の拡大について、説明させていただきます。1の概要及び目的につきましては、原動機付自転車のご当地ナンバープレートの交付対象を、これまでの50cc以下、原付バイクの車種のみから、125cc以下の車種、黄色と桃色ナンバーまで拡大し、土浦市のPR及び郷土愛の醸成を図るものでございます。2の交付を拡大する車種としましては、第二種原動機付自転車乙種で、いわゆる排気量90ccまたはエンジン出力0.8kw以下の黄色ナンバーと、同じく第二種原動機付自転車甲種、いわゆる125ccまたは1.0kw以下の桃色ナンバーとなります。また、既に登録済みの車両についても、御希望によりご当地ナンバープレートと交換できます。なお、第一種原動機付自転車、いわゆる50cc以下の原付バイクの白色ナンバーにつきましては、平成25年度から既に導入済みでございます。3の交付開始時期につきましては、令和6年1月10日水曜日からでございます。4のナンバープレートのデザインにつきましては、2ページをお願いいたします。つちまるや花火、霞ヶ浦など土浦のイメージデザインを取り入れております。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦債権管理の基礎知識について及び資料⑧土浦市債権管理基本計画案については関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

○塚本総務部長 私からはこの後納税課長から説明させますが、債権管理基本方針を理解する上で前提となる債権管理の基礎的な知識につきまして、御説明をさせていただきます。

ます。資料⑦をお願いいたします。まず、1 ページ、債権とはという所でございます。債権とは、特定の行為を請求する権利を指し、地方公共団体においては、債権者である市町村が、債務者である市民等に対し、根拠に基づいて支払の請求をして、納付を求める権利のことを言います。債権の分類は下の図のとおりでして、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の三つに分類されます。それぞれの特徴について、次のページから順次御説明いたします。2 ページ強制徴収公債権について。まず、強制徴収公債権については、地方自治法、地方税法といった公法上の原因に基づき発生する債権のうち、地方公共団体が強制徴収できる、すなわち、自力執行権があるものをいいます。ここで、自力執行権とは、債務不履行があった場合に、債権者自らが、強制手段によって履行があったのと同じの結果を実現させる権限のことをいい、私法上は禁止されていますが、根拠法令等に国税又は地方税の滞納処分の例により、処分することができる等の規定がある公債権については、裁判所による手続を経ることなく、地方公共団体が自ら差押え、換価などの強制処分を行い、債権を徴収することができます。なお、主な例は、下記のとおりです。3 ページ、非強制徴収公債権。非強制徴収公債権については、公法上の原因に基づき発生する債権のうち、裁判所による手続によらない限り、強制的に徴収することができない、すなわち、自力執行権がないものをいい、主な例は、下記のとおりとなります。4 ページ、私債権。私債権については、民法、商法といった私法上の原因に基づき発生する債権をいいます。契約等の当事者間の合意により発生し、非強制徴収公債権と同様、裁判所による手続によらない限り、強制的に債権を徴収することができない、すなわち、自力執行権がないものをいい、主な例は下記のとおりとなります。5 ページ、債権の分類による特徴の違いについて。つぎに、債権の分類による特徴の違いについて、御説明いたします。まず、公債権と私債権の違いです。債権の消滅に関し、公債権は、消滅時効の期間が経過すれば、自動的に債権が消滅するのに対し、私債権は時効期間が経過しても債務者による時効援用や債権者による放棄がないと債権が消滅しないものです。なお、消滅時効につきましては、この後御説明いたします。つぎに、強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権の違いです。債務不履行が発生した際には、強制徴収公債権は自力執行権を有するため、市が自ら給与や預金を差し押さえることが可能です。一方で、非強制徴収公債権と私債権は自力執行権を有しないため、裁判所による手続が必要となります。なお、債権の分類に関し、例として、水道使用料のように、地方公共団体に特有の債権であっても、その性質が一般的な私法上の債権と同様の場合には、私債権とみなされた判例もあります。一方、私債権であっても、不当利得返還請求権や損害賠償請求権など、当事者間の合意によらずに発生するものも存在します。そのため、債権について、公債権か私債権を判別する場合には、様々な関係法令や判例、債権の性質等を考慮した上で、総合的に判断する必要があります。6 ページ、裁判所による手続。裁判所による手続には、通常訴訟のほか、つぎのとおり様々な手続があり、手続に係る費用が異なることから、それぞれの手続を十分理解した上で、最も確実に債権を徴収できる手続を選択する必要があります。また、一番下の米印にあるとおり、裁判所による手続を経て、確定判決を始めとする債務名義を取得することで、なお、債務不履行が継続

する場合には、裁判所による強制執行に移行できるようになります。なお、通常訴訟と少額訴訟を提起するためには、議会の議決が必要となります。7 ページ、債権の発生から消滅までの流れについては、以下の図のとおりでございます。なお、滞納発生後の債権管理の流れについては、強制徴収公債権には自力執行権があるのに対して、非強制徴収公債権及び私債権には自力執行権がないこと、また、公債権は時効期間経過により自動的に債権が消滅するのに対して、私債権は債務者からの時効の援用又は債権放棄をしないと債権が消滅しないことから、流れが異なることに注意する必要があります。8 ページ、滞納整理の流れ、督促、催告。滞納整理の流れは前ページのとおりで、債権の未納が発生した場合、督促、催告などにより納付を求めていくこととなりますが、それでも債務者が納付の意思を見せない場合は、財産調査、滞納処分や強制執行等を実施し、債権を徴収することとなります。ここで、督促とは、債務者が納付期限を過ぎても、債務を履行しない場合に、期限を指定して、納付を催告する行為をいい、最初の督促のみ時効の更新の効力がある、すなわち、時効が更新され、その時から新たな時効期間の進行が開始することとなります。催告とは、督促同様、支払を促す行為であり、2 回目以降の督促は催告とされます。文書、電話、訪問といった方法があり、催告には時効の完成猶予をさせる効力があります、すなわち、本来の時効期間が到来してもなお、所定の期間を経過するまでは時効が完成しなくなり、最大6 か月間、時効の完成が猶予されることとなります。9 ページ、消滅時効について。消滅時効とは、権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度であり、長期間継続している事実を法的に認めることで、法律関係の安定を図る意義があります。消滅時効の効果が発生する要件は二つあり、一つは、消滅時効期間が経過すること、すなわち、時効の完成することであり、もう一つは、債務者が消滅時効を援用すること、すなわち、時効の完成を主張することとなりますが、公債権は、私債権と異なり、消滅時効の援用がなくても、消滅時効期間の経過により当然消滅することに留意する必要があります。このようなことから、時効期間内の全額納付が困難な場合には、時効の更新や完成猶予を行い、時効の完成を防ぐ必要があり、裁判上の請求等による権利の確定、強制執行等の終了、債務承認、納入の通知・督促には時効の更新の効果が、また、裁判上の請求、強制執行等、仮差押え等、催告、協議を行う旨の合意には時効の完成猶予の効果があります。このうち、最もよく使われるのが、一番下の米印にある債務承認となり、債務者が債務の一部を弁済したなどの行為が、これに当たります。この場合、その翌日から新たに時効期間が進行するものとなります。10 ページ、履行期限の延長、徴収停止債務の免除については、地方公共団体の長は、債権について、地方自治法の定めるところにより、督促、強制執行その他その保全、取立てに関し必要な措置を執らなければなりません、資力が乏しいなど、福祉的な配慮が必要な債務者へは、その実情を踏まえ、債権について、地方自治法施行令に定める所定の要件を満たす場合には、履行期限の延長、徴収停止や当該債権に係る債務の免除といった徴収緩和措置を講ずることで、適切な債権管理を行います。それぞれの措置の内容は、後ほど御覧いただければと存じますが、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが責務であることから、債権管理におきましては、地方公共団

体の役割を踏まえた福祉的配慮の視点は欠かせないものとなります。11ページ、債権放棄・不納欠損について。おわりに、あらゆる徴収努力を行っても、なお、徴収が事実上困難と認められる債権については、事務の効率化の観点から、法令に則り、債権放棄などにより債権を消滅させた後、不納欠損を行うことで、その債権に対する管理を終了するのが合理的です。ここで、債権放棄を地方公共団体が行う場合には、地方自治法の規定により権利の放棄について、議会の議決を受けなければならないこと、また、私債権は、公債権と異なり、時効期間が経過しても、債権が消滅しないことから、債務者からの時効の援用がない場合、債権を消滅させるには、債権の放棄が必要となることに留意する必要があります。さらに、不納欠損とは、調定済の歳入が将来的に納入されないことが確実となった場合に、会計上の予算から除去するための決算上の取扱いのことをいい、それ自体に法的効果はありませんが、地方公共団体の正確な財産状況を示すために、適切に行わなければならないものです。説明は、以上でございます。

○北島納税課長 私からは、債権管理基本方針案について、概要を説明させていただきます。資料⑧を御覧ください。御案内のとおり、今年度より、納税課内に債権管理室を設け、債権管理に関する全庁的な方針の検討などに取り組んで来たところでございます。この債権管理基本方針案でございますが、今般、未集金債権所管課長や関係課長で構成する庁内連絡調整会議で意見をいただきながら、取りまとめを行ったもので、本市が保有する各種債権の収入未済額の早期解消に向けて、基本的な考え方や、今後進める具体的な取組を示したものでございます。3ページを御覧ください。それでは、お手元の債権管理基本方針案の3ページを御覧ください。はじめに、この基本方針の策定の背景と目的としましては、本市が抱える各種債権については、下から2段落目以降にありますとおり、税以外の債権については、各課が個別に管理しており、各種手続の判断基準が統一されていないなどの理由から、収入未済額の早期解消に向けた全庁的な対応が急務となっているため、今後、この基本方針に基づき、全庁一丸となって取り組み、債権管理の適正化を推進することで、更なる効率的かつ効果的な行財政運営に資することを目的とし、策定するものでございます。つづきまして、4ページから8ページにかけては、債権管理の概要として、債権の種類や特徴などについて取りまとめております。先ほどの部長からの説明と内容が重複しますので説明は省略いたしますことから、後ほど御覧いただければと存じます。つぎに、9ページを御覧ください。(5)にございますとおり、債権管理に関する地方公共団体の責務としましては、地方公共団体には債権に関する事務の行使・不行使についての裁量はなく、地方自治法施行令の規定に基づき、債権を適正に管理しなければならないものとなります。また、(6)にございますとおり、この基本方針で対象とする債権につきましては、市税、国民健康保険税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、先行して、徴収体制の強化及び事務の効率化を進めており、既に納税課において未収債権の管理等に取り組んでおりますので、この基本方針では、これらの債権以外の債権を対象としたいと考えております。つぎに、10ページから11ページにかけまして、本市の債権管理の現状及び課題を取りまとめております。現状につきましては、10ページのグラフを御覧ください。このグラフは、先ほど申し上げ

た既に納税課で徴収管理を行っている税及び料を除く未収金債権残高の推移について、債権ごとにお示ししたものです。このグラフでもお分かりのとおり、全体では、おおむね12億円台の規模で推移しており、縮減に向けた対策が必要となっております。つぎに、課題でございますが、グラフの下(2)にございますとおり、大きく2点がございます。1点目としては、10ページ下段から11ページにかけてのAにございますとおり、債権管理事務を適切かつ効率的な執行にするためには、発生から消滅まで様々な手続を経なければならず、その分類ごとに法的に執り得る手続が異なることから、職員が専門知識と技術を駆使できるよう組織的に債権管理に対応できる環境や体制を整備する必要があります。また、3段落目以降にあるとおり、非強制徴収公債権及び私債権の強制執行に当たり、裁判所の手続にはいくつか種類があり、職員は、この中から最も確実に債権を徴収できる手続を選択する必要があることから、併せて、債権管理に関する事務手続の実施に関し、体系的に統一した見解や基準を設定する必要があります。つぎに、2点目の課題が、11ページのイでございます。1段落目中ほどにありますとおり、徴収努力を尽くしても、徴収が事実上困難であると認められる債権については、事務の効率化の観点から、法令に則り、債権を消滅させた上で、不納欠損を行うことで、その債権の管理を終了するのが合理的です。ここで、3段落目以降にあるとおり、時効期間経過後の私債権については、徴収可能か否かが債務者の自由意思、すなわち、時効を援用するか否かに任されており、実質的な価値に乏しいものとなります。また、債務者が行方不明など、債権を徴収できる見込みがほとんどないものもあり、このような私債権について、不納欠損を行うためには、権利の放棄について議会の議決を受けなければならないことから、これらを適正かつ円滑に放棄できる環境を整備する必要があります。以上を踏まえまして、12ページから14ページに掛けまして、債権の収入未済額の早期解消に向けて、実施する取組について基本方針として取りまとめております。12ページの(1)を御覧ください。一つ目の取組としまして、令和4年度に策定した土浦市債権管理マニュアルを参考に、各課において、債権管理部署の助言や指導のもと、体系的に統一した債権管理事務を執行します。併せて、全庁的な実務者向けの職員研修を行うことで、債権管理事務に対する職員の知識及び技術の向上を図ってまいります。なお、執行に関する留意事項といたしまして、債務者の状況に応じて、福祉的な配慮を必要とすることなど、12ページから13ページのにわたり留意事項としてまとめておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。つぎに、13ページの下段(2)を御覧ください。二つ目の取組としまして、冒頭でお話した庁内連絡調整会議を活用して、各課の債権管理に係る情報共有や課題整理を行うとともに、債権管理に関する取組を全庁的に推進していきます。つぎに、(3)三つ目の取組としまして、14ページにかけてあるとおり、各課で対応が長期化している債権については、債権管理部署へ移管・集約して、徴収を行ってまいります。つぎに、(4)四つ目の取組としまして、徴収努力を尽くしても、徴収が事実上困難と認められる債権のうち、不納欠損を行うため権利の放棄の議決が必要なものについては、納税課債権管理室で統括のもと、各課において必要な手続を行ってまいります。おわりに、(5)五つ目の取組としまして、債権管理の適正化及び効率化

を、より一層推進するため、債権放棄に関する基準を含めた債権管理条例の制定に向けた検討を行っていきます。以上が、債権管理基本方針案の概要となります。こちらの債権管理基本方針でございますが、この後さらに精査を加えまして、3月の全員協議会において、改めてお示ししたいと思います。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 簡単に言うと、庁内に債権管理の部署を新たに設けるということでよろしんですか。

○北島納税課長 債権管理部署につきましては、今年度4月から納税課内に債権管理室を設けまして、債権管理部門の課長で組織いたします全庁的な庁内連絡調整会議を組織したところでございます。そこで御意見をいただきながら、債権管理基本方針案として、取りまとめをしたものでございます。今後につきましては、債権管理室の指導、監督のもと、全庁統一した基準をもって、各課において徴収に向けて努力していただくというような形になります。

○篠塚委員 各課で担当していた債権について、その情報を共有して、どう処理していくかを判断をするということを明文化していくということですか。

○北島納税課長 篠塚委員のおっしゃるとおりで、庁内連絡推進会議で情報共有し、各課でさらに徴収を推進していくとともに、債権管理室のほうに事務を移管したほうが回収の見込みがあるであろうという案件については、強制徴収公債権については、これまでの税等の差し押さえのノウハウを納税課で持っていますので、納税係のほうに事務を移管して、債権が違って、滞納している方は同じような方が多いと思いますので、一緒に債権回収を行うこともございますし、私債権などについては、債権管理室に事務を移管しまして、そちらのほうで徴収を行うということも想定してございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 そのほか、執行部からございますでしょうか。

○塚本総務部長 その他ございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 ないようですので、総務部の皆様は退席していただいて結構です。

（総務部退席）

（市民生活部・議会事務局入室）

○奥谷委員長 それでは、市民生活部及び議会事務局の案件について、協議を行います。資料①財産の譲渡について、執行部より説明をお願いいたします。

○佐野市民活動課長 市民活動課の佐野でございます。よろしくお願いいたします。資料①財産の譲渡について（右叡四区常盤会）をお願いいたします。はじめに、議案の提出理由ですが、普通地方公共団体が適正な対価なくして財産を譲渡する際には、地方自治法第237条第2項及び同法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するため、今回議案として提出をさせていただくものです。つづきまして、2の行政財産払

下げに至る経緯ですが、右粍字前戸1655番152の土地には、地元町内会である右粍町四区常盤会が管理するときわ児童館が所在し、昭和36年から市が国から土地の有償貸与を受け、同会が無償で使用していましたが、令和5年度末に現在の賃貸借契約の30年間の終了することから、同会から用地購入の希望がございました。しかし、国では、市と賃貸借契約を締結している用地を町内会に直接譲渡することができないことから、当該土地について、市が国から購入し、その後、市から同会に払下げをするものです。つぎに、3の払い下げる財産の取得経緯ですが、当該土地については、去る6月13日に関東財務局水戸財務事務所において見積合わせを行い、9月12日に売買契約を締結し、9月22日付けで所有権が土浦市に移転しました。購入額は726万1,000円で、この価格は、市は借地権を有しているため、40パーセントを考慮した金額となりました。なお、借地権を考慮しない場合、令和5年の倍率方式による評価額を基に算出した額は、1,210万131円となりますが、払下げの相手方は、これまで公民館用地として利用してきた地元町内会であることを考慮し、市が購入した額と同額で右粍四区常盤会に払い下げるものでございます。ときわ児童館の位置図につきましては、次ページのとおりです。市民活動課からの説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○中山生活安全課長 生活安全課長の中山です。資料②土浦市空家等対策の推進に関する条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。はじめに、改正の趣旨でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、引用している土浦市空家等対策の推進に関する条例の条ずれを改正するものです。条ずれについては、国の責務という項目が特措法の第3条に加えられたことによるものです。改正の内容につきまして、資料②の別添4ページにわたりまして、新旧対照表を添付させていただきました。第4条及び第12条が今回条ずれということで該当する部分でございますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。その他の改正部分につきましては、この機会に合わせての文言の整理でございますので、条例の内容を改めるものではございません。また、今回の条例改正となった特措法の一部改正につきましては、資料②のほうの1番の改正の趣旨の下の部分に、黒い括弧書きで見出しを付けさせていただきました。追加された第3条の国の責務のほかに、いくつかございますので、御覧いただきたいと思います。今後も増え続ける空家等の対策について、少しでも早めに手が打てるよう、3本柱と言われる改正がされました。一つ目の柱、活用拡大は、活用促進区域を指定し、建築基準法の接道に関する建築規制の緩和や用途変更をしやすくし、建替え等を促進させることでございます。また、市長村長がNPOなどの支援法人を指定いたしまして、現在市職員が行っている空家等の相談対応業務を任せることで、自治体職員のマンパワー不足を補うことができるというようなことが期待されております。二つ目の柱、管理の確

保は、特定空家になる可能性の高い管理不全空家に対して、指導、勧告を行うことができるようになります。指導、勧告を行った後、6分の1に減額されていた固定資産税の住宅用地特例が解除されることになります。それによって、所有者への除却等の管理を促す効果が期待されるのではないかと考えています。三つ目の柱、特定空家の除却等は、台風など災害に備え、緊急性のある代執行制度をし易くするためのものと考えています。また、相続放棄された空家に対し、市町村長が財産管理人の選任請求を認め、管理不全空家、特定空家等を処分できるようにすることなどで考えています。以上が今回の条例改正に関しまして、大きな改正事項ではありませんが、特措法の改正に伴う指針、ガイドライン等が今後示されてくるものがあると思いますので、必要に応じて、詳しい内容が分かれば、規則を改正すべき事項につきましては、今後、国から示されるものを注視して、対応を考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 資料③ア令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、神立地区コミュニティセンター管理運営事業について、説明をお願いいたします。

○佐野市民活動課長 資料③ア神立地区コミュニティセンター管理運営事業をお願いいたします。はじめに、1の今回の補正の理由ですが、神立地区コミュニティセンターにつきましては、指定管理者に管理運営業務を委託しておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、施設の夜間利用等の増加に伴い、委託料として支払っている施設管理従事者の人件費及び電気料金の不足が見込まれることから、委託料の増額補正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額ですが、歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費、11目市民活動費、12節委託料を32万3,000円の増額をお願いするものです。説明につきましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③イ令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、提案型共助社会づくり支援事業について、説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 資料③のイ提案型共助社会づくり支援事業をお願いいたします。はじめに、1の今回の補正の理由ですが、この事業は茨城県の事業で、子どもや高齢者の居場所づくり、移動販売車による買物困難者支援など、地域の喫緊の課題解決に向けた取組を実施するNPOや企業等に対して、県と市がそれぞれ対象事業費の3分の1を助成するものですが、受付及び審査を行う県への期限内の申請がなかったことから、減額補正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額です。歳入が、事業の財源であります20款繰入金、2項基金繰入金、4目1節協働のまちづくり基金繰入金166万6,000円減額し、歳出が、2款総務費、1項総務管理費、12目地区コミュニティ活動推進事業費、18節負担金補助及び交付金166万6,000円を減額補正するものです。つづきまして、3の補正予算の内容についてですが、提案型共助社会づくり支援事業の助成金、166万6,000円全額を減額補正するものです。説明につき

ましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③ウ令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、国際交流推進事業の減額補正について、説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 資料③国際交流推進事業の減額補正についてをお願いいたします。はじめに、1の今回の補正の理由ですが、7月20日から23日に本市の友好交流都市である台湾の台南市への表敬訪問を実施した際の保険料と現地ガイド及び通訳の手数料について、6月議会の補正予算要求時の見積金額より安価だったため、その差額分について、減額補正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額及び3の補正予算の内容ですが、歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費、13目国際交流費の11節役務費を14万1,000円の減額補正をお願いするものです。説明につきましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③エ令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、国際交流推進事業の増額補正について、説明をお願いします。

○佐野市民活動課長 資料③エ同じく国際交流推進事業の増額補正についてをお願いいたします。はじめに、補正の理由ですが、友好交流都市である台湾の台南市では、ゼーランドディア城建設から400年の節目に併せて、16年ぶりに2024台湾ランタンフェスティバルが開催されることになり、台南市より市長宛てに式典への招待がございました。つきましては、前回7月の訪問時に両市の共通の分野での交流を深めていくということで認識が一致したことから、今後の交流方法や連携の方向性を探るとともに、国際交流都市訪問団交流会及び表敬会へ参加するための費用について、増額補正をお願いするものです。つづきまして、2の補正予算額ですが、2款総務費、1項総務管理費、13目国際交流費の8節旅費を53万7,000円、11節役務費を35万4,000円、13節使用料及び賃借料を27万6,000円、合計で116万7,000円の増額補正をお願いするものです。3の補正予算の内容ですが、訪問は令和6年2月23日から26日までの3泊4日の予定で、市長、市議会議員1名、担当職員2名の4名となります。なお、2月24日、25日の4名分の宿泊費用については、台南市側の負担となります。また、市議会議員の参加者の予算は、別途議会事務局から計上させていただいております。説明につきましては以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料③オ令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、戸籍等氏名の振り仮名追加事業について、説明をお願いします。

○羽成市民課長 資料③の戸籍と氏名の振り仮名追加事業をお願いいたします。1の補正理由は、住民票等に氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへ氏名の振り仮名やローマ字表記するよう、令和5年7月13日に要綱が定められました。それにより、住民基本台帳システムや戸籍の附票システムの機器の整備を改修する必要がありますことから、増額補正をお願いするものでございます。3の補正予算額は歳入歳出459万8,000円となります。歳入は16款の国庫支出金、歳出は14節委託料の補正増をお願いするものでございます。4の財源は国庫支出金の補助で、社会保障税番号システム整備補助金を活用し、補助率は10分の10となります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 このシステムの改修は、外注するんですか。どのようにされますか。

○羽成市民課長 現在、この戸籍システムは、両毛システム及び茨城計算センターの方で継続して委託しておりまして、そちらのほうでこの議案が通りましたら、委託契約して、年度内に完了するような形で進めたいと考えております。以上でございます。

○篠塚委員 振り仮名を振られるので、それが読みになるので、間違いのないように、チェックをしっかりとっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○羽成市民課長 篠塚委員のおっしゃるとおり、適切に事務処理したいと考えております。

○奥谷委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③カ令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)、ごみ処理対策事業について、説明をお願いいたします。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。引き続き、一般会計補正予算(第7回)(案)、ごみ処理対策事業につきまして、御説明申し上げます。資料は③カごみ処理事業を御覧いただきたいと思います。こちらの補正予算は、指定ごみ袋受注等委託の次年度契約に伴う債務負担行為の設定でございます。まず、債務負担行為の理由ですが、御案内のとおり、本市では、ごみの減量化やリサイクルの推進などを図るため、御家庭から出される燃やせるごみ、燃やせないごみにつきまして、処理手数料の有料化を行っているところでありまして、それらの指定ごみ袋の販売を各地区の販売取扱店172店舗にお願いしているところです。指定ごみ袋の販売に当たりましては、袋の製造を委託しています業者からの入庫や販売店の注文に応じた在庫調整など保守管理業務をはじめ、販売店からの受注そして配送までを行う流通管理業務、さらには、販売店への代金の請求や徴収、市への納付などの収納管理まで受注に係る包括的な本業務を業者に委託しています。本業務につきましては、ごみ袋の安定的な供給が図れるよう、販売取扱店に対する継続的かつ円滑な対応が求められますことから、次年度の契約に当たりまして、年度当初の業務開始に向けた準備期間を確保するため、債務負担行為の限度額設定をお願いするものです。補正予算額ですが、4款衛生費、3項清掃費、2目ごみ処理費におきまして、予定期間中の総額で、1,689万6,000円を計上させていただいています。年度別の内訳につきましては、今年度は、準備期間でありますことから、ゼロ債務とな

りまして、全額次年度の支出となるものです。なお、今後のスケジュールにつきましては、今回債務負担行為の議決を頂戴しましたら、年明けに入札を行いまして委託業者を決定し、契約締結の後に4月からの準備を進めてまいりたいと考えています。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 お願いがあるんですが、ごみの有料化になってから5年が経つと思うんですけれども、そこで、ごみの袋、何リットルが出ているかとか平均のごみの量とか、そういう資料がありましたら、次回でも結構ですので、出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○羽成環境衛生課長 後ほどそちらの資料のほうは、提出させていただきたいと存じます。ちなみに、昨年度ごみ袋の販売枚数、総枚数で大体720万枚販売しておりまして、そのおよそ半分が燃えるごみの45リットルの袋となっております。参考までにお伝えさせていただきます。

○奥谷委員長 資料は、本委員会で結構ですので、御用意いただければと思います。よろしくお願いいたします。ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)、最終処分場維持管理事業について、説明をお願いします。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。つづきまして、一般会計補正予算(第7回)(案)、最終処分場維持管理事業につきまして、御説明申し上げます。資料は③キでございます。こちらは、浸出水送水管更新工事の実施に伴うものであります。まず、補正理由ですが、当処分場は、清掃センターで焼却や破碎処理を行った後に発生したごみの焼却灰、不燃破碎物などの残渣を埋立て処分するための施設でして、埋立地内におきましては、残渣と覆土を交互に敷きならしているところです。また、埋立地内に降った雨や雪などは、埋立層を通り汚水となりますので、管理棟には、その浸み出した水に含まれる有機物や窒素などの分解・除去を行うための水処理施設が設けられており、ここで処理された水が外部へ排水されていくこととなります。現在、その浸出水を一時的に貯留します調整槽から水処理施設へ送るために埋設されています送水管の内側が、汚水に含まれるカルシウムなどの沈着によりまして閉塞が進行しており、送水可能水量が大幅に低下している状況にあります。今後、ゲリラ豪雨などの影響を受け、急激に調整槽水位が増加した場合には、汚水が施設外部へ流出するおそれがありますことから、この度早急に更新工事を実施いたしたく、その工事費用につきまして増額補正をお願いするものです。工事の内容につきましては、調整槽から水処理施設までの延長300メートルの送水管の更新となりまして、直径100ミリのHIVP管を地上露出にて新たに配管するものです。施工に当たりましては、直射日光による管の劣化を防ぐため、UV塗料の塗布を行うとともに、内部の点検口も設けてまいります。つきましては、3補正予算額に記載のとおり、4款衛生費、3項清掃費、5目清掃センター費において、工事請負費588万5,000円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

す。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 これは設置をされてから現在まで、閉塞が進んだということですから、何年くらい経過しているかについて、今お分かりになりますか。

○羽成環境衛生課長 当施設につきましては、平成12年の2月に竣工しておりまして、それから供用ということで、こちらの送水管につきましては、それ以来一度も手を入れたことがないような状況でございます。なお、水処理をしました排水する水の管が送水管に平行して敷設されておりまして、こちらにつきましては、処理した水でございますので、これまでどおりそのまま生かしていくというような形でございます。

○奥谷委員長 閉塞自体はそこには発生しないということということですね。

○羽成環境衛生課長 発生しないということでございます。

○奥谷委員長 つぎに、資料③ク令和5年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）、議会費関係について、説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 議会の補正の内容は、3点ほどございまして、1点目は5月の改選によりまして、新人議員8名と元議員2名が当選され、6月期の期末手当を支給してございます。その基準日が6月1日で、在職期間が1か月でございますので、その期間に応じた額を支給しているというものでございます。従いまして、当初予算に不用額が生じておりますので、そちらを減額補正するというものでございます。2点目は人事院勧告に伴い、議員の12月期の期末手当を0.1月分引き上げるための増額補正となります。3点目は令和6年2月に開催されます、先ほど市民活動課から説明のありました台湾ランタンフェスティバルへ議員1名を派遣するため、増額補正するものです。補正する金額につきましては、2番に記載のとおり、議会費全体で増減がありますが、合計で461万3,000円の減でございまして、括弧書きの事業名の議員人件費において、議員10名分の期末手当減額分が610万9,000円、12月期末手当の増額分が130万5,000円となります。また、議会関係事業といたしまして、台南市への派遣の旅費18万2,000円と保険料9,000円の計上でございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料④令和5年度男女共同参画×市民協働フェスティバルについて、説明をお願いします。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料④をお願いいたします。男女共同参画×市民協働フェスティバルについてでございます。この事業は、男女共同参画と市民協働に関する意識を高め、多様性を認め合う共生のまちづくりを推進することを目的に実施いたします。令和元年度まで、男女共同参画フェスティバルと協働のまちづくりシンポジウムをそれぞれ別に開催しておりましたが、令和2年度からは、双方の意識を高め、推進していこうという目的から、合同で開催しているものです。今年度は、資料

にも記載のとおり、ダイバーシティ&インクルージョンのまち土浦、みんな違ってみんないいをテーマに、令和6年1月27日の土曜日、午前9時30分から、茨城県県南生涯学習センター及び男女共同参画センターにおいて、2部構成により開催の予定となっております。第1部は県南生涯学習センターでの国立女性教育会館の萩原なつ子理事長による、「令和時代をデザインする、キーワードは男女共同参画&ダイバーシティ」と題した基調講演、そして、町内会・自治会代表者や消防団女性部等による事例発表とパネルトーク、第2部は男女共同参画センターで12時から、綿あめやポップコーン等の無料配布や各種団体の啓発コーナーなどを設置し、開催する予定です。なお、現在、同事業のチラシを作成しております、総務市民委員会の委員の皆様には、後ほど御案内をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。人権推進課からの説明につきましては、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤第三期土浦市生活排水対策推進計画案に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。資料⑤第三期土浦市生活排水対策推進計画案に係るパブリック・コメントの実施について、御説明申し上げます。本計画は、本市が平成3年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されていることから、同法に基づき策定が義務付けられているもので、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針や公共下水道、農業集落排水処理施設、高度処理型浄化槽などの生活排水処理施設の整備、啓発に関する事項を定め、生活排水による河川や湖沼の水質汚濁の改善を図るための計画です。今年度は、平成30年度に策定した第三期計画の中間年度となることから、計画の進捗状況の検証を行うとともに、市民アンケート調査を実施し、計画を改訂するもので、この度、計画案がまとまりましたので、市民等から広く意見を募集するため、12月6日から12月27日までの期間に、パブリック・コメントを実施するものでございます。なお、計画案につきましては、サイドブックスのその他資料、計画・プラン等、パブリック・コメント、令和5年度にございますので、後ほど御確認願います。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部からございますか。

○中山生活安全課長 総務市民委員会の委員の皆様には事前の御案内でございます。第19回土浦市安心安全まちづくり市民集会を例年開催しておりますが、今年度も令和6年の2月16日金曜日、13時半からクラフトシビックホールで開催する予定でございます。今回は防犯の講話と消費生活に関する講話ということで、町内会の地区長、自主防犯組織の関係者等に御案内する内容でございますが、総務市民委員会の委員の皆様にも御臨席をいただきたく、御案内通知のほうを差し上げたいと思いますので、御予定のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

○真家市民生活部長 その他ございません。

○奥谷委員長 ないので、委員の皆様から、執行部にございますか。

○篠塚委員 今日の新聞に千葉県でキョンが大量発生と出ていたんですけれども、まだ茨城県には入ってきていないと思うんですが、一部利根川を渡ったっていう噂も聞いた時があるんですけども、あれは特定外来生物になってないのかな。その辺の所とか、今、アライグマが発生して、ハクビシンとかですね、特定外来生物を含めた対策というのを考えていかなければいけないと思うんですが、そういう情報収集は、環境保全課になるんですかね。それと、もう1点。今、鳥インフルエンザがまた笠間市で出たんですけれども、これも担当は産業建設委員会所管の農林水産課になるかと思うのですが、ただ、渡り鳥からうつったとか、カラスからうつったというのもあるので、これも環境保全に関わると思うので、この辺の情報収集も併せて、部を跨いでお願いをしたいと思うんですが、何かこの件に関して情報等があれば教えていただきたいと思うんですが。

○日高環境保全課長 特定外来生物にアライグマは指定されておりまして、茨城県で防除実施計画を策定しておりますことから、県内全域におきまして、アライグマにつきましては、捕獲等を行っております。現在本市では、当課と農林水産課におきまして対応しておりますが、今日現在、151頭を捕獲している状況で、昨年度よりも増えているような状況でございます。キョンにつきましてはまだ今のところ、特に情報は県のほうからも入ってはきていないような状況でございます。また、鳥インフルエンザ等につきましても、環境保全課におきましても関係がございますので、連携して取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○奥谷委員長 それでは、引き続き、関係部署と連携をとっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。そのほか、委員の皆さんからございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で、総務市民委員会を閉会いたします。ありがとうございました。